

**資料3-1**

**年金記録問題について**

1. 年金記録の管理の現状（イメージ）・・・・・・・・・・ 1

2. 基礎年金番号への統合の作業経過と未統合の5000万件・・ 2

3. 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の  
 確立について・・・・・・・・・・ 3

4. 年金記録適正化実施工程表（平成19年8月厚生労働省）の  
 ポイント・・・・・・・・・・ 4

5. 「5000万件」の年金記録の解明作業について・・・・・・・・ 6

6. 「5000万件」の年金記録への対応・・・・・・・・・・ 7

7. 氏名等が収録されていない記録の補正について・・・・・・・・ 8

8. 基礎年金番号に未統合の記録（5000万件）の名寄せの方法  
 ・・・・・・・・・・ 14

9. 「ねんきん定期便」と「ねんきん特別便」の関係・・・・・・・・ 15

10. 平成21年4月以降の「ねんきん定期便」について・・・・・・・・ 16

11. 年金記録相談の特別強化体制の状況・・・・・・・・・・ 17

12. 年金記録に関する相談の状況・・・・・・・・・・ 18

13. 社会保険庁に関する各種機関・・・・・・・・・・ 19

年金記録の管理の現状(イメージ)

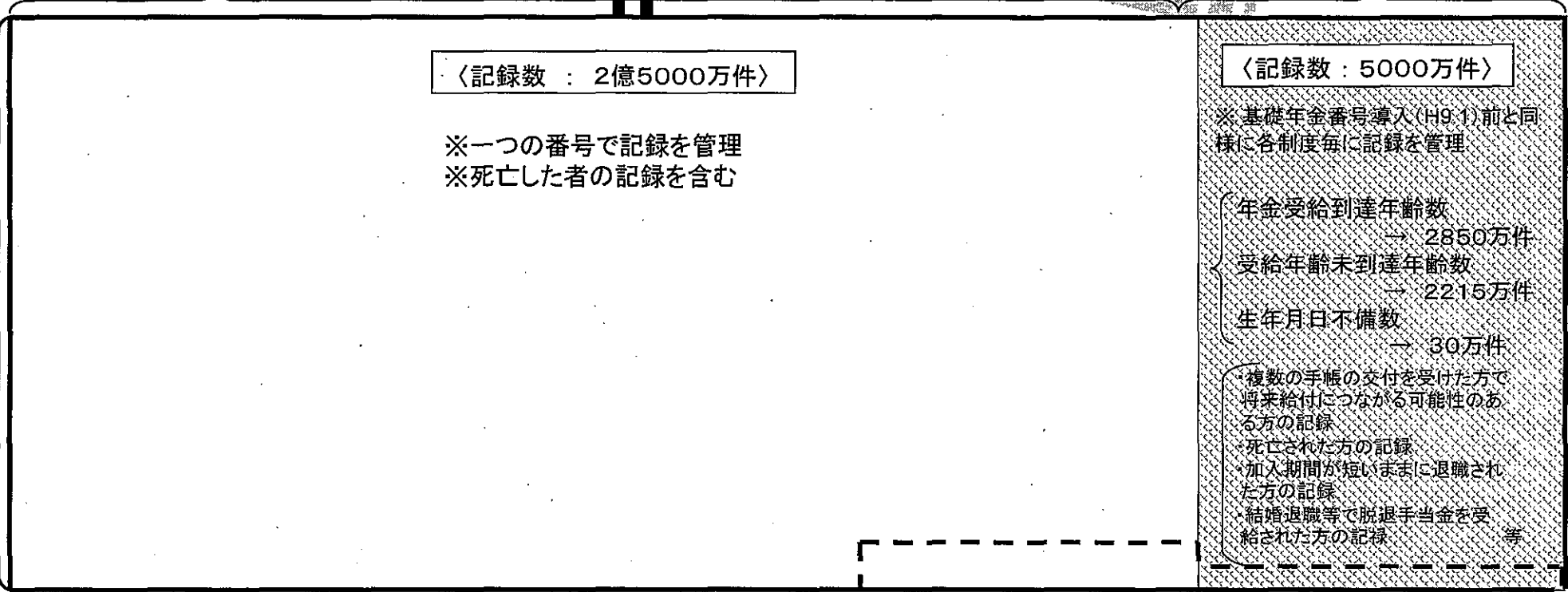
基礎年金番号で管理

現存者 1億人  
 受給権者 : 3千万人  
 被保険者 : 7千万人

名寄せ

年金手帳の記号番号で管理  
 (基礎年金番号以外の番号で管理)

コンピュータで管理されている加入記録(総数約3億件)

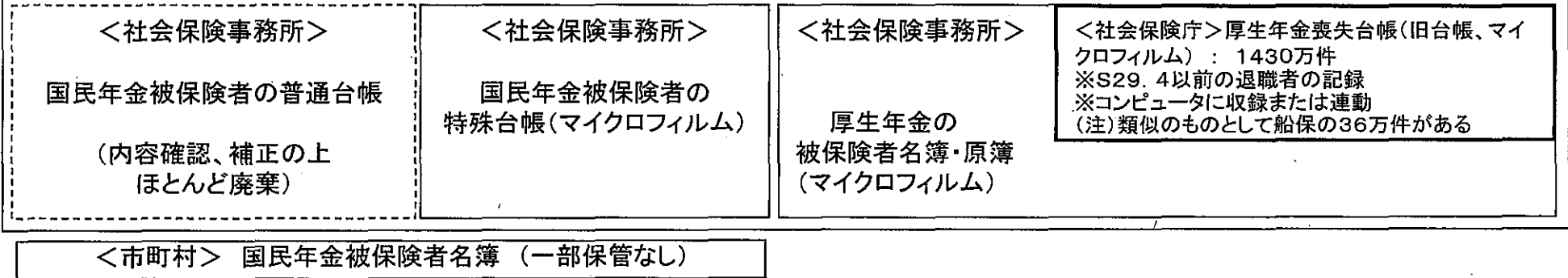


国民年金 : 1億3900万件  
 厚生年金 : 1億5600万件

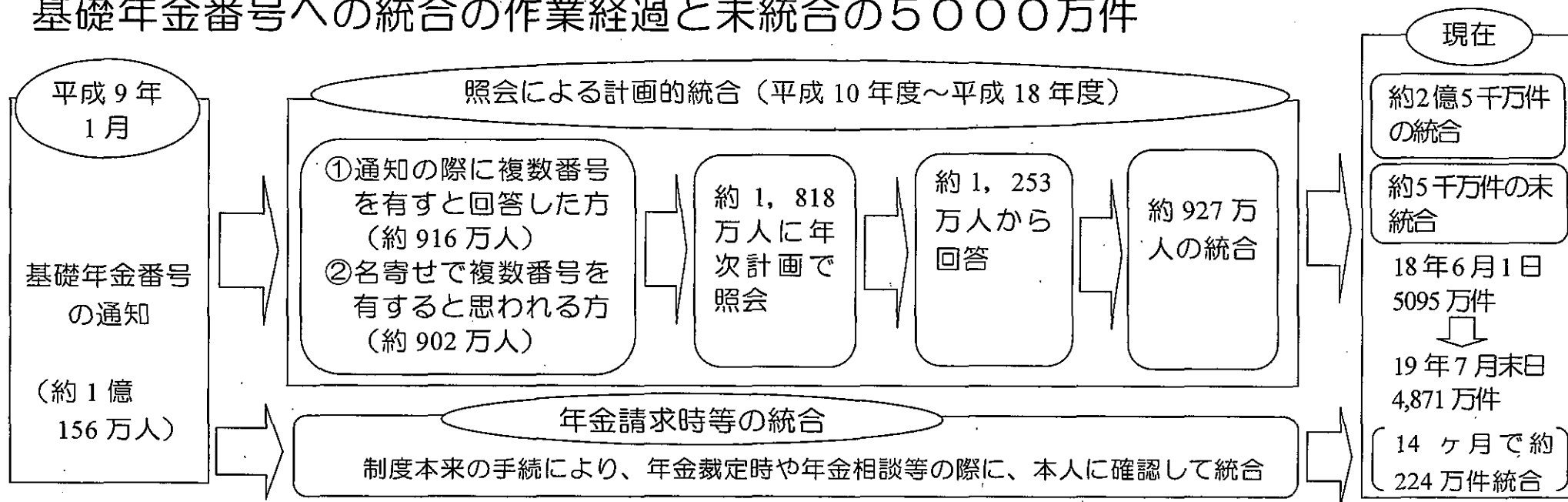
基礎年金番号を付番されていない共済過去記録(18.1万件)は各共済組合で管理

1430万(旧厚年台帳)  
 36万(船保旧台帳)

マイクロフィルム  
 又は  
 紙媒体



# 基礎年金番号への統合の作業経過と未統合の5000万件



2

平成9年1月に基礎年金番号制度を導入するに当たって、平成8年12月以前に1人が複数持っていた年金手帳記号番号を、以下のように統合してきたが、現時点で5000万件が未統合。

(1) 照会による計画的統合

① 基礎年金番号を通知した際に照会した複数の年金手帳記号番号を有する方からの回答（約916万人）と、

② 申し出のなかった方について名寄せ（氏名、性別、生年月日の3項目の一致）による抽出（約902万人）の合計約1,818万人に対し、計画的に照会（平成10年度～平成18年度）し、約1,253万人の方から回答をいただき、約927万人について統合が終了した。

(2) 年金請求時等の統合

○ 年金の請求時期に近い方については、制度本来の手続に従い、年金の請求時や年金相談等の際に、本人に確認の上、基礎年金番号へ統合してきた。

## 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

### 1 年金記録の名寄せ

- (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) 「1430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ(あわせて結果の通知)【20年5月までを目途】

### 2 すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

- (1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
  - ① 既に年金を受け取られている方【20年4～5月を目途】
  - ② 今後年金を受け取る予定の方【20年6～10月を目途】

### 3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
  - ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
  - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
- ※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

### 4 「年金記録確認第三者委員会」(総務省)における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

### 5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19年7月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19年7月以降随時】

### 6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23年度中を目途】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23年度中を目途】

### 7 「年金記録問題検証委員会」(総務省)による検証【19年7月に中間発表】

年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

### 8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)の設置(総務省)

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。【19年7月中を目途に設置】

# 年金記録適正化実施工程表(平成19年8月 厚生労働省)のポイント

目的:「年金記録に対する信頼と新たな年金記録管理体制の確立について」(7月5日政府・与党取りまとめ)を受けて、年金記録問題への今後の対応方針及びそのスケジュールを示す。

## 1. 「5000万件」の名寄せ【システム開発:19年8月~11月 目途 名寄せ:19年12月~20年3月 目途】

- 平成19年11月末までを目途にシステム開発を完了し、平成19年12月から20年3月までを目途に名寄せを完了。
- 名寄せと並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等の「5000万件」の記録の内容について、民間の専門家チームと連携して解明作業に着手。  
※「1430万件」等についても、「5000万件」に準じて解明作業を進める。

## 2. すべての方へのお知らせ

### ①「ねんきん特別便」【平成19年12月~平成20年10月 目途】

- 今回の名寄せの結果を受けて、「ねんきん定期便」に代えて、すべての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

送付対象		送付時期
名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ		19年12月~20年3月 目途
その他すべての方へのお知らせ	①既に年金を受けている方	20年4月~5月 目途
	②今後年金を受け取る予定の方	20年6月~10月 目途

- 記録が結び付くと思われる方には「確認はがき」「年金加入記録照会票」をあわせて送付。
- 厚生年金被保険者について、経済団体の協力を前提に、事業主経由での送付を検討。

### ②「ねんきん定期便」【平成21年4月~】

- 平成21年4月から、「ねんきん定期便」を本格実施させる。なお、一定期間及び一定期間経過後については、以下の通りお知らせを送付することについて検討する。

【一定期間内】

【一定期間経過後】

送付対象者	今回追加する内容	送付対象者	今回追加する内容
すべての被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入履歴</li> <li>・全期間の厚生年金の標準報酬月額</li> <li>・全期間の国民年金の保険料納付状況</li> </ul>	35歳、45歳、58歳の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入履歴</li> <li>・全期間の厚生年金の標準報酬月額</li> <li>・全期間の国民年金の保険料納付状況</li> </ul>
		上記以外の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近一年分の厚生年金標準報酬月額</li> <li>・直近一年分の国民年金保険料の納付状況</li> </ul>

※従来から送付予定の内容:①加入実績に応じた年金見込額、②加入期間、③保険料納付額の目安、④将来の年金見込額(50歳以上)または年金額の早見表(50歳未満)

### ③いわゆる「無年金者」の方へのお知らせ【平成20年6月 目途】

- 今年度中に市町村に協力を依頼し、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、注意喚起のためのチラシを同封。

## 3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ【平成20年度~】

- 特殊台帳等との突合せ作業は、平成20年度当初から実施。「国民年金の特殊台帳の記録」から突合せを先行実施。

## 4. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ【平成20年度中を目途】

- 社会保険庁から被保険者記録を提供し、企業年金連合会及び各厚生年金基金において突合せを実施。

## 5. 相談体制の拡充

- ねんきん特別便の送付に伴う相談件数の増加に十分対応できるよう、電話相談、来訪相談等の体制を着実に整備。(別添)

## 年金記録適正化実施工程表（相談関係）概要

区分	平成19年度							平成20年度							備考
	年 9月	10月	11月	12月	年 1月	2月	3月	年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
相談件数の見通し	<p>19年度送付分</p> <p style="text-align: center;">(氏名・性別・生年月日の一致者又は一部一致者)</p> <p style="text-align: center;">システムの試験運用の準備・実施、送付対象者数を推計</p> <p>20年度送付分</p>														
ねんきん特別便の 発送等	<p style="text-align: center;">名寄せ作業</p> <p style="text-align: center;">12月及び1月は氏名・性別・生年月日の一致者、 2月及び3月は一部一致者</p> <p style="text-align: center;">作成・発送</p>							<p style="text-align: center;">作成・発送</p> <p style="text-align: center;">(年金受給権者)</p> <p style="text-align: center;">作成・発送</p> <p style="text-align: center;">(現役加入者)</p>							
まずは電話相談で 対応	<p style="text-align: center;">特別便専用ダイヤル設置準備</p> <p style="text-align: center;">見通しに対応したブース数</p> <p style="text-align: center;">特別便専用ダイヤル(000-00-0000)</p> <p style="text-align: center;">状況を見ながら増設準備</p> <p style="text-align: center;">特別便専用ダイヤル【増設】</p> <p style="text-align: center;">※増設されるまでの間は、第1コールセンター→第2コールセンター→第3コールセンター(8月から稼働)の一部の切替にて対応</p>							<p style="text-align: center;">見通しに対応したブース数</p> <p style="text-align: center;">特別便専用ダイヤル(000-00-0000)</p> <p style="text-align: center;">状況を見ながら増設準備</p> <p style="text-align: center;">特別便専用ダイヤル【増設】</p>							端末機(端末装置)の確保
来訪相談 (※お急ぎの方 その他)	<p style="text-align: center;">相談窓口の整備・拡充</p> <p style="text-align: center;">巡回相談窓口 ・社会保険事務所窓口</p> <p style="text-align: center;">状況を見ながら増設準備</p> <p style="text-align: center;">巡回相談窓口【増設】</p> <p style="text-align: center;">※巡回相談窓口の増設は、社会保険労務士に応援を依頼社会保険事務所職員の機動的配置</p>							<p style="text-align: center;">巡回相談窓口・社会保険事務所窓口</p> <p style="text-align: center;">状況を見ながら増設準備</p> <p style="text-align: center;">巡回相談窓口【増設】</p>							端末機(端末装置)の確保
企業での相談の 取りまとめ								<p style="text-align: center;">※準備のための 研修を行う</p> <p style="text-align: center;">企業での相談の取りまとめ</p>							

# 「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

19年8月

19年12月

20年3月

※各分類毎の記録数について定期的に公表

基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録

5000万件

## システム開発

5000万件の記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正
- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

## 名寄せ

- ・1次名寄せ  
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ  
条件を緩和して名寄せ

## 【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録（受給資格期間を満たさない記録）

「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起呼びかけ】

## 【年金記録確認第三者委員会】

○十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保険庁に斡旋、統合、給付に結び付く。

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

名寄せできなかった記録

民間の専門家チームと連携した解明作業

- ①年齢別・加入期間別悉皆調査  
・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明
- ②「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理
- ③上記①及び②を踏まえた分類により解明作業を開始

## （名寄せ後の記録の分類）

- 名寄せできた記録（上記参照）と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

## （名寄せ作業後の解明作業）

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業  
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業  
・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明  
・履歴の送付等による記録の発見  
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

## 名寄せできなかった記録の分類

- 死亡者又は海外居住者に係る記録
- 過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録  
・受給資格期間満たさないもの  
・受給資格期間満たすもの
- 転記誤り、届出誤り  
・受給資格期間満たさないもの  
・受給資格期間満たすもの

## 失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

- 死亡者・海外居住者が明確化
- 名寄せ後のお知らせによる解明
- 統合・給付
- 今後とも受給資格期間を満たさない記録
- 今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

## （残された記録の徹底解明）

- 下記の対応により記録の内容を確認  
○過去の勤務の事業所への照会（厚年）  
○過去の居所の市町村への照会（国年）
- ※その結果残された記録は次のいずれかとなる  
・死亡又は海外居住  
・生存者で記録内容を本人に確認  
・生存するも居所不明

統合・給付

支給に結びつかない記録

死亡者に係る記録

も格落ちと資をな  
後給間さ  
今受期た記録

給問すの  
後格満能  
今資を可ある記録

# 「5000万件」の年金記録への対応

19年12月

20年3月

4月

5月

6月

10月～

基礎年金番号に未統合の  
記録(5000万件)

名寄せ作業

お知らせ(ねんきん特別便)

I. 名寄せ作業の結果  
記録が結びつく  
と思われる方々

- ・ 記録の確認については、国民の方々のご協力が必要
- ・ 広報等

お知らせ(ねんきん特別便)

II. すべての受給者  
の方々  
(Iを除く)

III. すべての現役加入  
者の方々  
(Iを除く)

統合・給付  
された記録

死亡者等に係る  
記録

その他給付に結  
びつかない記録

- ・ 名寄せの結果結びつく記録
- ・ 脱退一時金支給済の記録
- ・ 死亡者等の記録
- ・ その他

ねんきん特別便に対応した来訪、電話、文書による相談

残された記録の徹底説明



平成19年9月10日

## 氏名等が収録されていない記録の補正について

- 1 5,000万件の記録を基礎年金番号へ統合するに当たっては、年金記録適正化実施工程表(以下「工程表」という。)に基づき、年金記録の名寄せを行い、ねんきん特別便を送付することとしている。

この工程表において、氏名等が収録されていない記録について名寄せに先立って補正することとしている。

※1 今般、氏名等が収録されていない記録の調査を行ったところ、約524万件が抽出されたところであり、その内訳は別紙のとおり。

※2 年金記録適正化実施工程表(抄)

別添1の1(1)①ウ

(注)「名寄せ」に先立って、氏名・性別・生年月日が収録されていない記録は、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録を補正する。

- 2 補正作業をより効率的に行うために、以下のとおりサンプル調査を実施した。(別添)  
その結果、全ての記録について名寄せを行うための補正ができることが確認され、その作業にかかる所要時間も確認することができた。

調査期間 平成19年8月31日(金)～9月3日(月)

調査件数 1,000件(10都道府県)

- 3 この結果を踏まえ、補正作業を本年12月末までに完了することとし、平成20年3月までに名寄せを行ったうえで、ねんきん特別便を送付することとしている。

## ○ 不備パターン別件数表

	①全項目不備 (氏名・生年月日・性別)	2項目不備			1項目不備			合計
		②氏名・生年月日	③生年月日・性別	④氏名・性別	⑤氏名のみ	⑥生年月日のみ	⑦性別のみ	
厚生年金	3,809	294,578	0	3,927	4,937,396	52	19	5,239,781
国民年金	0	1,208	0	0	0	6	0	1,214
計	3,809	295,786	0	3,927	4,937,396	58	19	5,240,995

※ 生年月日不備のうち、非実存日が収録されている件数は、厚生年金7,247件、国民年金1,214件である。

平成19年9月10日  
社会保険庁

## 氏名等が収録されていない記録の確認作業に関するサンプル調査結果

### 1. 調査の概要

基礎年金番号に未統合の記録約5千万件のうち、基本項目（氏名、性別、生年月日）が収録されていない記録については、今後予定されている名寄せ作業を確実に実施するうえで、事前に確認作業を行う必要があるが、不備項目の調査確認には時間を要することも考えられる。

このため、調査確認の方法や所要時間等を把握し、全体の補正作業をより効率的に行うために、サンプル調査を実施した。

※ 年金記録適正化実施工程表（抄）

別添1の1(1)①ウ

(注) 「名寄せ」に先立って、氏名・性別・生年月日が収録されていない記録は、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録を補正する。

#### (1) 調査期間

8月31日（金）～9月3日（月）

#### (2) 調査件数

1,000件（10都道府県）

※ 10都道府県のサンプル件数については、①特大規模事務局（東京、大阪）150件、②大規模事務局（北海道、神奈川）125件、③中規模事務局（岐阜、山口、熊本）100件、④小規模事務局（山形、鳥取、香川）50件とした。

※ サンプル対象は、社会保険業務センターにおいて抽出した。（別紙1参照）

#### (3) 調査方法及び調査内容

対象の社会保険事務局又は社会保険事務所において、不備項目の記録にかかる確認作業を実施し、確認の可否、作業内容及びこれに要する時間等について調査を行った。

#### 【確認作業の手順】

① オンライン記録の不備項目が1項目の場合は、それ以外の基本項目（氏名、生年月日、性別）が、年金手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）の内容と一致した場合は払出簿のみで確認可能とする。（例えば、氏名がない場合は、生年月日、性別が一致していること）

なお、払出簿の内容と一致していない場合等は、被保険者原票又は名簿等も確認する。

② 不備項目が2項目以上の場合は、払出簿と被保険者原票又は名簿等を確認する。

## 2. 調査結果

### (1) 確認の可否について

不備項目が確認できたもの 1000件

※ このうち、氏名は確認できるが、生年月日が非実存日であるものが2件あった。

### (2) 確認に要した作業内容及びその平均所要時間（別紙2参照）

ア 払出簿のみで確認 559件（1件当たり 2.2分）

イ アのほか、被保険者原票又は名簿等も確認 441件（1件当たり 15.6分）

※ なお、1件当たりの所要時間は、10事務局から報告されたものを平均した時間である。

## 3. 今後の補正作業にかかる実施方針等

今後、約524万件の氏名等が収録されていない記録を補正する必要があるが、年度内に名寄せを行い、ねんきん特別便を実施するためには、これらの記録の補正を本年12月末までに完了する必要がある。

したがって、記録の補正をより効率的に行うために、以下のとおり実施することとする。

実施期間： 本年9月7日～12月28日

実施体制： 全国の社会保険事務局において確認・補正作業を実施

進捗管理： 半月毎に、社会保険事務局から本庁（社会保険業務センター）に進捗状況を報告

実施方法： まずは、払出簿のみで補正できる記録を優先的に補正し、最終的には全ての記録に氏名を収録したうえで名寄せを実施することとする。

## 不備パターン別サンプル件数 (事務局別)

項番	都道府県 コード	都道府県	区分	①全項目不備	②氏名・生年 月日不備	③生年月日・ 性別不備	④氏名・性 別不備	⑤氏名不備	⑥生年月日不 備	⑦性別不備	計	
1	21	東京都	合計	440	53,548	0	182	896,171	6	2	950,349	特大規模
1	21	東京都	抽出	1	9	0	1	135	2	2	150	
2	41	大阪府	合計	209	63,453	0	123	686,829	10	0	750,624	
2	41	大阪府	抽出	1	9	0	1	137	2	0	150	
3	01	北海道	合計	81	12,208	0	311	272,654	2	1	285,257	大規模
3	01	北海道	抽出	1	8	0	1	112	2	1	125	
4	31	神奈川県	合計	161	13,901	0	34	259,738	0	0	273,834	
4	31	神奈川県	抽出	1	8	0	1	115	0	0	125	
5	38	岐阜県	合計	97	3,254	0	36	71,860	2	0	75,249	中規模
5	38	岐阜県	抽出	1	7	0	1	89	2	0	100	
6	61	山口県	合計	70	3,513	0	431	77,998	0	0	82,012	
6	61	山口県	抽出	1	7	0	1	91	0	0	100	
7	78	熊本県	合計	58	2,198	0	15	54,507	2	0	56,780	小規模
7	78	熊本県	抽出	1	7	0	1	89	2	0	100	
8	06	山形県	合計	107	1,450	0	46	32,913	0	0	34,516	
8	06	山形県	抽出	1	4	0	1	44	0	0	50	
9	72	香川県	合計	33	1,632	0	5	37,288	0	0	38,958	小規模
9	72	香川県	抽出	1	4	0	1	44	0	0	50	
10	57	鳥取県	合計	19	1,081	0	1	19,512	0	0	20,613	
10	57	鳥取県	抽出	1	4	0	1	44	0	0	50	
抽出データ合計				10	67	0	10	900	10	3	1,000	

全体件数	3,809	295,786	0	3,927	4,937,396	58	19	5,240,995
割合	0.073%	5.644%	0.000%	0.075%	94.207%	0.001%	0.000%	100.00%

## ○ 確認を要した作業内容別集計票

## 【 件 数 】

(単位:件)

確 認 作 業	東京 (150)	大阪 (150)	北海道 (125)	神奈川 (125)	岐阜 (100)	山口 (100)	熊本 (100)	山形 (50)	鳥取 (50)	香川 (50)	合計 (1000)
ア 払出簿のみで確認	77	79	96	2	60	84	78	49	0	34	559
イ アのほか、被保険者原票又は 被保険者名簿も確認	73	71	29	123	40	16	22	1	50	16	441

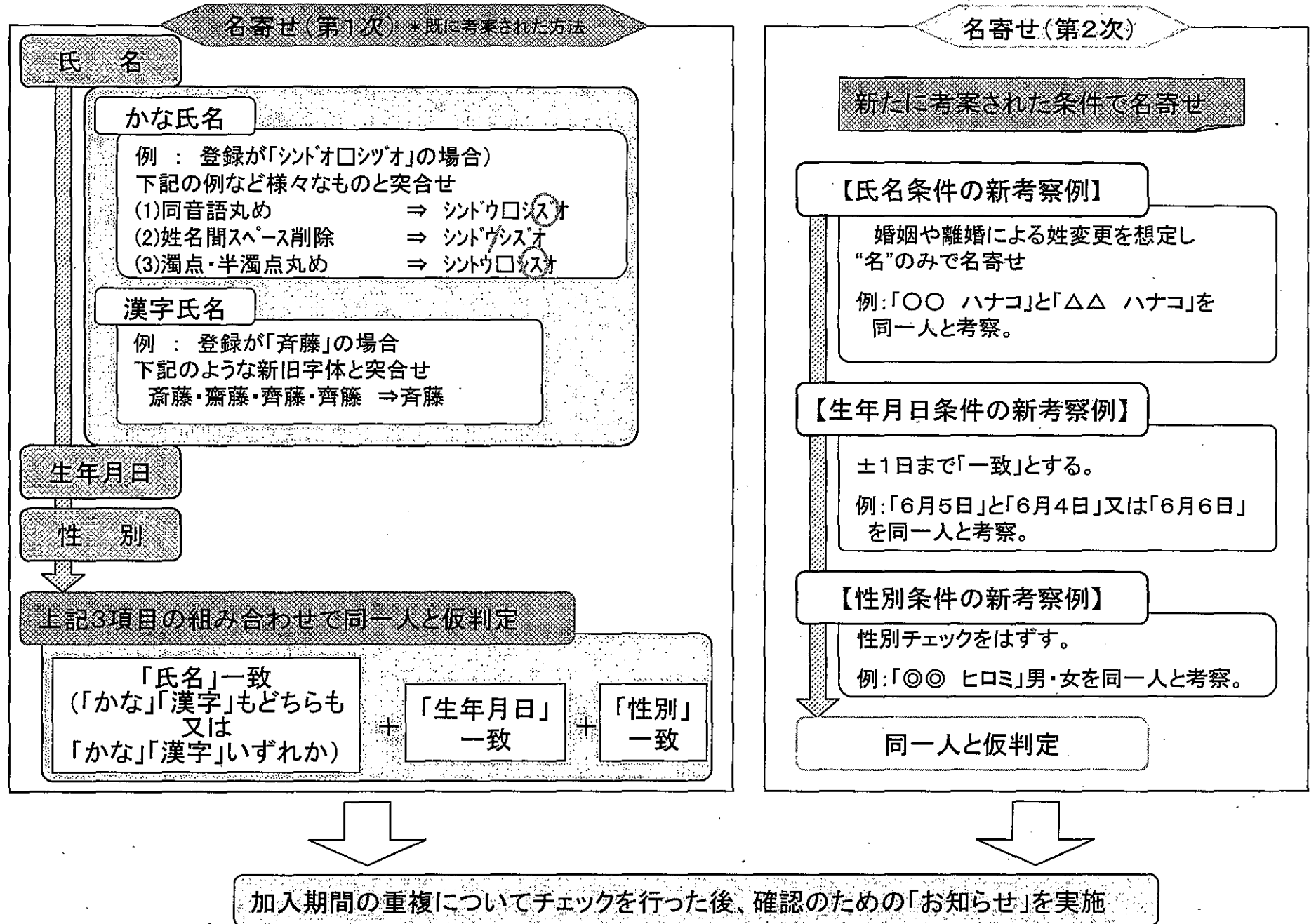
※ 神奈川及び鳥取については、払出簿に性別がないものがほとんどであるために、払出簿のみでの確認が少なかった。

## 【 平均所要時間 】

(単位:分)

確 認 作 業	東京	大阪	北海道	神奈川	岐阜	山口	熊本	山形	鳥取	香川	平均時間
ア 払出簿のみで確認	2	0.9	3.5	1	3	2	4	1.85	—	1.3	2.2
イ アのほか、被保険者原票又は 被保険者名簿も確認	17.4	18.9	10.8	4.9	5.2	19.7	50	4	25.3	8.9	15.6

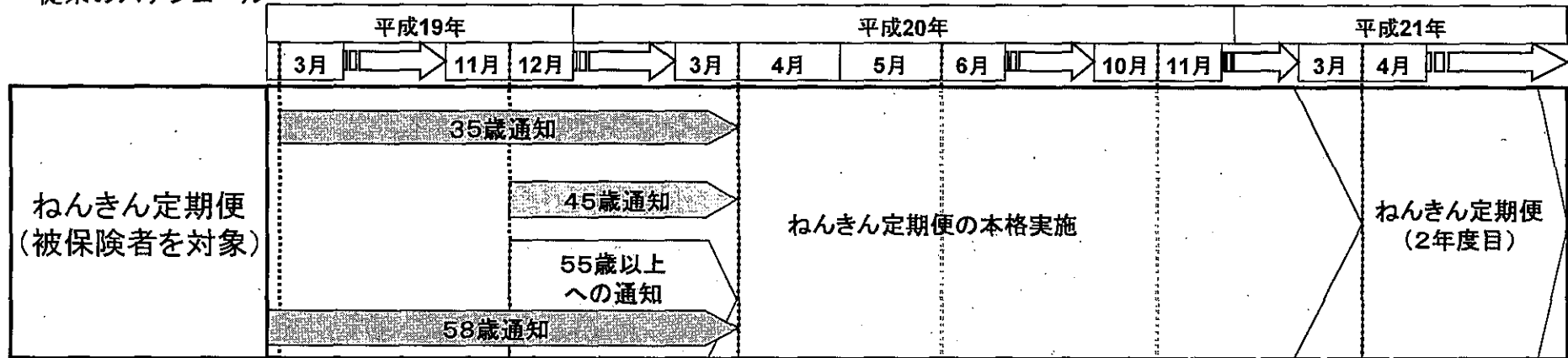
基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法



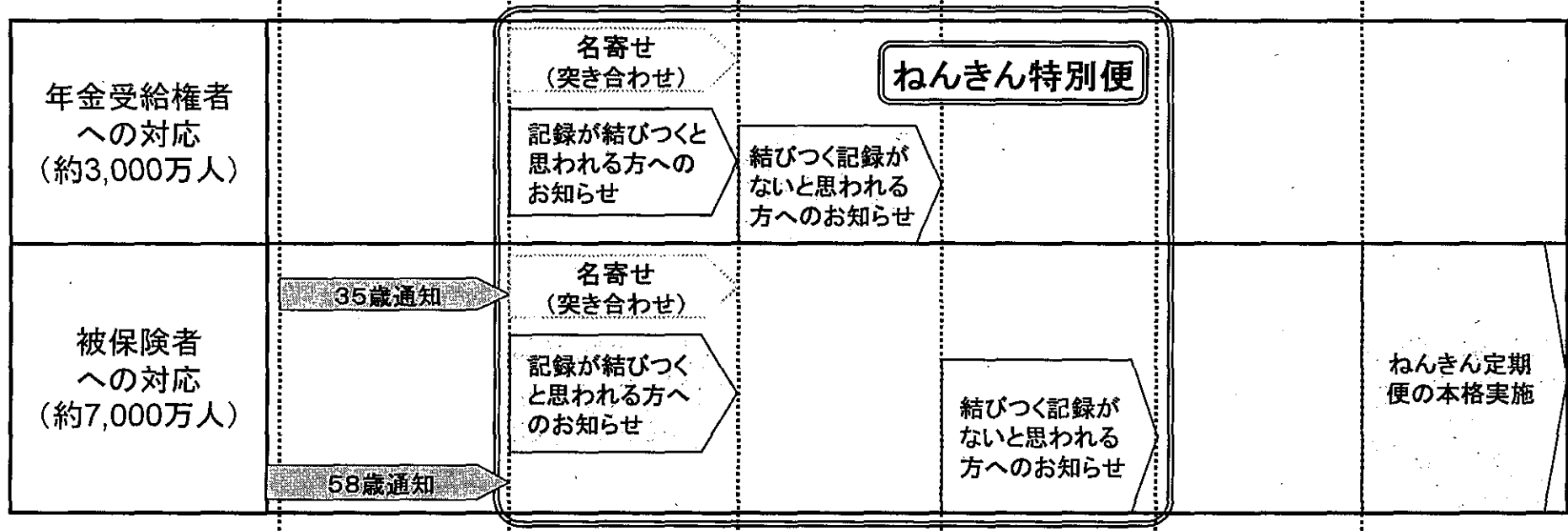
実施スケジュール

4. ねんきん特別便の送付スケジュール

従来のスケジュール



見直し後の  
スケジュール





## 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について

### 1 「ねんきん定期便」で従来から記載を予定している事項

#### (1) 全年齢共通の事項

- ① 加入実績に応じた年金見込額
- ② 加入期間
- ③ 保険料納付額の目安

#### (2) 年齢に応じた事項

- ① 35 歳、45 歳及び 58 歳の被保険者の方には加入履歴
- ② 50 歳以上の方には将来の年金見込額
- ③ 50 歳未満の方には年金額の早見表

### 2 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」の新たな取扱事項

		H20.11 H21.4	一定期間	一定期間経過後
被保険者(約7千万人)	ねんきん特別便(加入履歴を送付)		<p>ねんきん定期便(一定期間)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>すべての被保険者に加入履歴をご確認いただくため</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <p>① <u>厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</u></p> <p>② <u>国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</u></p>	<p>ねんきん定期便(一定期間経過後)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p>1. <u>35歳、45歳、58歳の節目の年齢</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <p>① <u>厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</u></p> <p>② <u>国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</u></p> <p>2. <u>すべての被保険者(1.を除く)</u></p> <p>○ <u>直近1年分の</u></p> <p>・ <u>厚生年金の標準報酬月額</u></p> <p>・ <u>国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</u></p>

(注) 厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

## 年金記録相談の特別強化体制の状況

### 1. 「照会申出書」受付状況

	【平成18年12月末】		【平成19年3月末】		【平成19年6月末】	
	件数 (8/21~12/28)	割合	件数 (8/21~3/30)	割合	件数 (8/21~6/30)	割合
(1)窓口受付・処理状況						
年金相談窓口での記録確認	997,249	(100.0%)	2,153,815	(100.0%)	3,983,818	(100.0%)
窓口調査により確認済み	981,018	(98.4%)	2,124,314	(98.6%)	3,873,859	(97.2%)
基礎年金番号に収録済み	839,631	(84.2%)	1,841,332	(85.5%)	3,349,746	(84.1%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	87,671	(8.8%)	180,003	(8.4%)	330,660	(8.3%)
旧姓で記録あり	34,814	(3.5%)	71,681	(3.3%)	130,279	(3.3%)
その他	18,902	(1.9%)	31,298	(1.5%)	63,174	(1.6%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	16,231	(1.6%)	29,501	(1.4%)	109,959	(2.8%)

#### (2) 郵送等受付

照会申出書受付(直接受付)	24,301	34,673	75,193
---------------	--------	--------	--------

※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口で照会申出書を提出した方

#### (3) 受付総合計

照会申出書受付(総合計)	40,532	64,174	185,152
--------------	--------	--------	---------

### 2. 処理状況

		12月28日時点	3月30日時点	6月30日時点
回答済		32,685	56,999	94,935
内訳	ご本人申立のとおり記録が確認できたもの	21,827	36,364	59,149
	ご本人申立の記録の一部が確認できたもの	1,815	3,197	4,791
	ご本人申立の記録が確認できなかったもの	9,043	17,438	30,995
照会中又は審査中		7,847	7,175	90,217

【年金記録に関する相談の状況】

	18年12月までの相談分	19年3月までの相談分 (累計)	19年6月までの相談分 (累計)
相談受付件数	約100万件	約215万件	約398万件

【国民年金に関する記録訂正の状況】

オンライン上に納付記録はないが、領収書等により納付記録を訂正した件数	84件	455件	調査中
うち 領収書等に加え、被保険者台帳・市町村名簿等に記録があった件数	29件	220件	調査中
うち 領収書等しかなかった件数	55件	235件 (18年12月までの相談分 55件 今回公表分 180件)	調査中

# 社会保険庁に関する各種機関

	年金記録問題検証委員会 (総務省)	年金記録確認第三者委員会 (総務省)	年金業務・社会保険庁監視等委員会 (総務省)	年金業務・組織再生会議 (内閣官房)
設置の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金記録問題発生の際の経緯、原因や責任の所在等についての調査・検証</li> <li>①システム、②業務運営、③コンプライアンスの視点から検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断</li> <li>これに基づき、総務大臣が社会保険庁長官に対しあっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務の実施状況について、調査審議し、総務大臣に対し意見具申</li> <li>総務大臣は、必要に応じて、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に対し勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、学識経験者の意見を聴いた上で以下の事項についての基本計画を策定</li> <li>①機構が自ら行う業務と委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的事項</li> <li>②機構の設立に際して採用する職員数その他の職員の採用についての基本的事項</li> </ul>
委員	座長：松尾邦弘（弁護士（前検事総長）） 他6名	座長：梶谷剛（前日本弁護士連合会会長） 他29名	委員長：葛西敬之（東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長） 他5名	座長：本田勝彦（日本たばこ産業株式会社取締役相談役） 他6名
スケジュール	第1回：6月14日 ～ 第9回：9月20日 第10回：9月25日  「秋口には報告書をまとめる」（菅前総務大臣）予定	7月10日あっせんに当たっての基本方針公表。  7月17日～9月18日（計7回）総務大臣から社会保険庁長官にあっせん（計137件）。	第1回：7月25日 第2回：8月23日 第3回：9月10日  7月27日に総務大臣に対して「500万件の年金記録」の内容を精査する作業工程を明らかにすべく意見具申。総務大臣から厚生労働大臣に対して同旨勧告。  ※毎月1回開催予定。	第1回：8月23日 第2回：8月30日 第3回：9月5日 第4回：9月19日 第5回：9月28日 〈平成19年〉 10月4日：「職員の採用についての基本的な考え方」について（中間整理） 12月：「業務の委託の推進についての基本的な事項」について考え方の中間整理（予定） 〈平成20年〉 5月（目標）：最終整理

## 年金記録問題検証委員会について

### 1. 目的

年金記録問題の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行う。

### 2. 委員会のメンバー

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| かねだ おさむ<br>金田 修    | 東京都社会保険労務士会会長       |
| かわもと ゆうこ<br>川本裕子   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 |
| さいとう ただお<br>齊藤忠夫   | 東京大学名誉教授            |
| のむら しゅうや<br>野村修也   | 中央大学法科大学院教授・弁護士     |
| ひがしだ しんじ<br>東田親司   | 大東文化大学法学部教授         |
| ◎ まつおくに ひろ<br>松尾邦弘 | 弁護士（前検事総長）          |
| やま たろう<br>屋山太郎     | 政治評論家               |

◎は座長

（敬称略・五十音順）

### 3. 主な検証の観点

- ・ システム関係：入力データの正確性及び基礎年金番号導入後の記録統合状況
- ・ 業務運営関係：職員団体や組織の体質
- ・ コンプライアンス関係：社会保険庁職員、市町村職員による年金保険料等の着服との関係

### 4. 開催経過と今後の予定

- ・ 6月14日以降、9月25日までこれまで10回開催
- ・ 7月10日（第4回）中間とりまとめ（※）
  - （※）委員会が解明すべきと捉えている事案
    - ①「途方もない数の未統合記録等の存在」
    - ②コンピュータ上の記録の正確性の問題
    - ③保険料の納付等が台帳等に記録されていない問題
- ・ 今後の予定 「秋口には報告書をまとめる」（菅前総務大臣）予定

## 年金記録確認第三者委員会について

### 1. 目的

年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すために設置（総務省）。

### 2. 委員会のメンバー

＜中央第三者委員会＞

◎ <sup>かじたに</sup>梶谷 <sup>ごう</sup>剛（前日本弁護士連合会会長） 委員については別紙のとおり。

### 3. 業務

・年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すこと。

#### \* 設置形態等

- ・ 第三者委員会は、政令に基づき置かれる合議制の機関。中央（年金記録確認中央第三者委員会、座長：梶谷剛前日本弁護士連合会会長）と地方（年金記録確認地方第三者委員会）に設置。
- ・ 中央委員会は、総務省本省に設置。役割は、
  - ①年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定
  - ②あっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成
- ・ 地方委員会は、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に設置（全国50か所、都道府県庁所在地等）。役割は、苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）。地方委員会への受付は、平成19年7月17日から全国の社会保険事務所で開始

### 4. 開催経過と今後の予定

7月10日 「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」の公表

7月17日以降 総務大臣から厚生労働大臣に苦情のあっせんに逐次実施

- \* 地方第三者委員会に対する申立書受付件数は、9月23日現在で14,645件。
- \* あっせん案の決定は、9月28日現在で中央委員会82件（厚生年金13件、国民年金69件）、地方委員会108件（厚生年金4件、国民年金104件）

## 年金記録確認中央第三者委員会 委員名簿

相原	佳子	弁護士
石井	宏尚	日本税理士会連合会副会長
内野	覚	神奈川県社会保険労務士会副会長
衛藤	博啓	みずほ信託銀行顧問
小澤	勇	東京都社会保険労務士会副会長
◎梶谷	剛	前日本弁護士連合会会長
柏木	弘文	東京都社会保険労務士会副会長
片岡	正光	行政相談委員
久禮	和彦	東京都社会保険労務士会副会長
神津	信一	東京都税理士会副会長
児島	信弘	元春日部市総務部長
庄子	稔	東京都社会保険委員
鈴木	孝	税理士
鈴木	暢	東京都社会保険委員
関口	一郎	行政相談委員
高野	利雄	弁護士
辻本	京朔	東京都社会保険委員
戸内	洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長
内藤	信子	日本税理士会連合会理事
中村	喜信	元千代田区総務部長
奈良	道博	前日本弁護士連合会副会長
能田	宗建	税理士
橋本	宏子	神奈川大学法学部教授
橋本	副孝	弁護士
松倉	佳紀	元日本弁護士連合会副会長
丸山富美江		東京都社会保険労務士会副会長
南	砂	読売新聞東京本社編集委員
本木	巖	元大宮市役所福祉部副参事
山岸	憲司	前日本弁護士連合会事務総長
山本	萬造	東京都社会保険委員会連合会副会長

\* ◎は委員長。

[計 30名]

地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」受付件数について

《平成19年7月17日～9月23日》

(件数)

都道府県	受付件数		
	合計	厚生年金	国民年金
01 北海道	1005	463	542
02 青森県	169	76	93
03 岩手県	191	67	124
04 宮城県	294	111	183
05 秋田県	244	92	152
06 山形県	94	25	69
07 福島県	210	88	122
08 茨城県	185	62	123
09 栃木県	209	67	142
10 群馬県	202	97	105
11 埼玉県	659	208	451
12 千葉県	329	114	215
13 東京都	1665	728	937
14 神奈川県	780	273	507
15 新潟県	299	120	179
16 富山県	86	55	31
17 石川県	220	105	115
18 福井県	55	34	21
19 山梨県	90	32	58
20 長野県	217	69	148
21 岐阜県	281	66	215
22 静岡県	402	164	238
23 愛知県	782	413	369
24 三重県	277	115	162
25 滋賀県	171	92	79
26 京都府	430	203	227
27 大阪府	711	186	525
28 兵庫県	352	129	223
29 奈良県	134	29	105
30 和歌山県	322	84	238
31 鳥取県	85	39	46
32 島根県	126	54	72
33 岡山県	253	92	161
34 広島県	307	185	122
35 山口県	245	89	156
36 徳島県	87	51	36
37 香川県	174	81	93
38 愛媛県	226	81	145
39 高知県	110	32	78
40 福岡県	594	307	287
41 佐賀県	164	86	78
42 長崎県	291	80	211
43 熊本県	164	60	104
44 大分県	267	86	181
45 宮崎県	220	86	134
46 鹿児島県	209	93	116
47 沖縄県	58	30	28
全国計	14645	5899	8746



# 年金業務・社会保険庁監視等委員会について

## 1. 目的

年金記録に対する国民の信頼回復と新たな年金記録管理体制の確立のため、年金記録問題への対応策の実施状況や社会保険庁の業務の執行状況について、第三者の立場から報告の聴取やチェックを行うことにより、対応策の着実な実施及び業務の適正かつ確実な執行を図る。

## 2. 委員会のメンバー

- ◎ かさい ぶしゆき 葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
- おおや えいこ 大宅 映子 株式会社日本インフォメーション・システムズ代表取締役社長
- いそむら もとし 磯村 元史 函館大学客員教授
- いわせ たつや 岩瀬 達哉 ジャーナリスト
- すみだ ひろこ 住田 裕子 弁護士
- むらおか よういち 村岡 洋一 早稲田大学理工学術院教授

◎は委員長、○は委員長代理（敬称略、委員長・委員長代理以外は五十音順）

## 3. 業務

- ・年金記録問題への対応策（年金記録の名寄せ、加入履歴の通知、コンピュータの記録と台帳等の突き合わせ等）や社会保険庁の業務の実施状況について、同庁からの報告を聴取し、それに基づき調査審議
- ・審議結果を踏まえ、総務大臣に対し意見具申

## 4. 開催経過と今後の予定

- ・7月25日 第1回委員会 自由討議 等
- ・7月26日 社会保険業務センター視察
- ・7月27日 委員会より総務大臣に意見具申（翌日総務大臣から厚生労働大臣に勧告）「5000万件の年金記録について、内容の精査を早急に実施すべく詳細な作業工程を明らかにするよう要請」
- ・8月23日 第2回委員会「年金記録適正化実施工程表案」提示
- ・9月10日 第3回委員会 厚生労働省、社会保険庁からヒアリング（相談・広報関係の工程表案 等）
- ・今後、月1回のペースで開催予定。
- ・設置期限は、日本年金機構法の施行の日（平成22年4月1日までの間で政令で定める日）まで。